不正行為の存在が確認された場合の公表の内容

- 1. 和光大学構成員の研究・創作上の不正行為に関する取扱規程(以下「取扱規程」という。)第13条第3項に基づき、公表の内容は次の通りとする。
- (1) 研究活動に係る不正行為に関与した者の氏名及び所属
- (2) 研究活動に係る不正行為の内容
- (3) 和光大学が公表時までに行った措置の内容
- (4) 調査委員会委員の氏名及び所属
- (5) 本調査の方法及び手順
- (6) その他学長が必要と認めた事項
- 2. ただし通報がなされる前に、取下げられた論文等において不正行為があったと認定されたときは、不正行為に係る者の氏名及び所属を非公表とすることができる。
- 3.公正研究・創作責任者は、前項にかかわらず、個人情報又は知的財産の保護等、非公表とすることにつき合理的な理由があると認めるときは、一部の事項を非公表とすることができる。
- 4. 取扱規程第16条第1項に基づき、公正研究・創作責任者は、公正研究・創作委員会により、不正目的の申立てであることが判定された場合については、申立者の氏名を公表することができる。
- 5. 公正研究・創作責任者は、公正研究・創作委員会による審査の結果、不正行為 と判定しなかった場合には、原則として審査結果を公表しない。ただし、申立て事 案が外部に漏えいしていた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった ときは、審査結果を公表する。
- 6. 不正行為の存在が確認された場合の公表は、原則として和光大学ホームページにおいて行うものとする。

平成30年9月5日 学長室会議承認